

第一中学校区における魅力ある学校の開校準備委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画」に基づき、施設一体型小中一貫校としての学校整備の対象となる交野小学校、長宝寺小学校、第一中学校の関係者が連携・協力し、新たな学校の開校に向けた諸課題について、意見交換を行い、もって当該開校の円滑な準備に資するため、交野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に第一中学校区における魅力ある学校の開校準備委員会（以下「開校準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 開校準備委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 校名、校歌、校章、制服等に関すること。
- (2) 登下校の安全に関すること。
- (3) 地域協働に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第一中学校区における施設一体型小中一貫校の開校について教育長が必要と認める事項に関すること。

(構成等)

第3条 開校準備委員会は、委員35人以内で構成する。

2 開校準備委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから毎年度教育長が指名し、または依頼する。

- (1) 交野小学校、長宝寺小学校、第一中学校の校長及び教頭
- (2) 前号に掲げる学校の校長が推薦する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 開校準備委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

5 委員長は、開校準備委員会を主宰する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 開校準備委員会の会議は委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席または資料の提出を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 開校準備委員会に次の専門部会を置き、第2条に定める事項について、調査検討を行い、その結果を開校準備委員会に報告するものとする。

- (1) 通学安全部会
- (2) 地域協働部会

(専門部会の構成等)

第6条 専門部会は、委員30人以内で構成する。

2 専門部会の部会員(以下「部会員」という。)は、次に掲げる者のうちから毎年度教育長が指名し、または依頼する。

- (1) 交野小学校、長宝寺小学校、第一中学校の校長及び教頭
- (2) 前号に掲げる学校の校長が推薦する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は部会員の互選により定め、副部会長は部会員のうちから部会長が指名する。

5 部会長は、各専門部会を主宰する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第7条 専門部会の会議は第4条の規定を準用する。

(事務局)

第8条 開校準備委員会の事務局を、交野市教育委員会事務局まなび未来課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、開校準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の実施後、最初に召集される開校準備委員会の招集及び委員長が決定するまでの委員長の職務は、交野市教育委員会事務局学校教育部長が行う。

3 この要綱は、第一中学校区における施設一体型小中一貫校が開校した日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。
(第一中学校区における魅力ある学校の開校準備委員会設置要綱の廃止)
- 2 第一中学校区における魅力ある学校の開校準備委員会設置要綱は、廃止する。